

「経済の電子化に伴う課税上の課題に対する コンセンサスに基づいた解決策の策定に向けた作業計画」の概要

[2019年5月31日公表]

経緯

- 2019年5月、BEPS包摂的枠組みで承認し、同年6月のG20財務大臣会合(於:福岡)に提出・承認された。

作業計画の概要

- 経済の電子化に伴う課税上の課題に対し、以下の2つの柱を含む長期的解決策の検討と、これらの解決策による税収や経済的影響についての経済分析・影響度評価を行う。
 - ✓ 1つ目の柱: 市場国又はユーザー所在国に対しより課税権を配分する観点から、ネクサス原則(各国の非居住者たる企業に対する課税権の決定ルール)及び利益配分原則(課税対象所得の算定及び配分ルール)を以下のいずれか(又は複数)の概念を踏まえ改定。
 - ① ユーザーの参加 (user participation・英国案)
 - ② マーケティング上の無形資産 (marketing intangibles・米国案)
 - ③ 重要な経済的存在 (significant economic presence・インドなどの途上国案)
 - ✓ 2つ目の柱: 無税又は軽課税国への利益移転というBEPSの残された課題に対応する観点から、一定水準以下の実効税率を課している無税又は低税率国に所在する支店・子会社に対する所得合算ルールと、これらの国に所在する関連者への税源浸食的支払いに損金算入を否認するルールの2つを導入。
- 2020年に国際合意に基づく長期的解決策に合意するため、今後下記のスケジュールで検討作業を行う。

2019年6月	OECD・租税委員会下の作業部会で技術的論点の検討を開始
2020年1月	解決策の制度の概要(1つ目の柱の3つの考え方の絞り込み等)について合意
2020年中	長期的解決策の方針及び技術的論点について合意を目指す
2020年末まで	最終報告書を策定